

議案第15号、大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号、大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号、大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号、議案第18号及び議案第19号について、一括議題としてご説明いたします。当議案は、特別職の給与及び議員の報酬等にかかるものでございます。

今回の改定につきましては、昨年8月8日に出されました人事院勧告に基づき改定するものであります。

2ページ目をお願いいたします。まず、1の改正を必要とする条例については、記載のとおりであります。

次に、2の改定の趣旨については、令和6年の人事院勧告に準拠し、特別職及び議員の期末手当の支給月数の引上げを行うにあたり、必要な条例改正を行うものであります。

3ページ目をお願いいたします。3の内容についてであります。

特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の  
期末勤勉手当の支給月数を準用しており、令和6年度については、1  
2月期で、現行の1.65月であるところを0.10月引き上げ1.  
75月とし、令和7年度については、6月期と12月期にそれぞれ  
0.075月分引き上げ、それぞれの支給月数を1.725月とする  
ものであります。

4ページ目をお願いいたします。4の影響額については、記載のと  
おり、市長が12万3千円余り、副市長が10万7千円余り、常勤の  
監査委員が7万6千円余り、議員の皆様におかれましては一人あたり  
6万7千円余りから7万8千円余りの増額となるものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。